

# 平成27年度 市民参加推進調査シート(市民参加を求めなかった事項)【実績】

資料4

## 1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

## 2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日以降に施行される予定により改正する。	ウ オ		市民税課
2	①	安城市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の施行に伴い、条例上平成27年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、ウ、オ		資産税課
3	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の施行に伴い、条例上平成27年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、ウ、オ		資産税課
4	①	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	通知カード及びマイナンバーカードの再交付手数料について、総務省自治行政局住民制度課より、手数料相当費としてそれぞれの金額が示されたため、これに基づき条例改正を行った。	オ		市民課

## 2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	備考欄	担当課
5	①	安城市道路占用料条例、安城市準用河川占用料条例及び安城市法定外公共用物の管理に関する条例の改正	・安城市道路占用料条例は、電気事業法の改正に伴い、引用する同法の条項名を改める。また、愛知県道路占用料条例等の改正に伴い、これに準じて占用料の額を改定する。 ・安城市準用河川占用料条例及び安城市法定外公共用物の管理に関する条例は、道路占用料の改正に伴い条例を改正する。	ア オ		維持管理課
6	①	安城市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定	消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターを設置する自治体に制定が義務づけられた	ウ		商工課
7	②	安城市中心市街地活性化基本計画の変更	事業内容の微修正と新規事業の追加	ア		商工課
8	①	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の改正	平成29年6月にオープンする「情報拠点施設」内に図書館を移転するための改正	エ		中央図書館